

# 浄化槽工事業登録・届出制度の概要

## 1. 浄化槽工事業登録・届出制度について

浄化槽工事業を請け負う場合には、営業を行おうとする区域を管轄する都道府県ごとに、登録もしくは届出が必要となります。例えば、営業所は東京にしかないが、鹿児島県、沖縄県でも浄化槽工事を受注・施工する浄化槽工事業者であれば、東京都、鹿児島県、沖縄県それぞれの登録もしくは届出が必要となります。

## 2. 登録・届出の要件

浄化槽工事業の登録・届出をするためには、次の要件を備えていなくてはなりません。

### (1) 営業所ごとに浄化槽設備士がいること。

浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士に実地に監督させなければなりません。

### (2) 欠格要件に該当しないこと。

欠格要件として、次の事項が定められています。

- ① 浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分にあつた日から2年を経過しない者  
(浄化槽工事業者が法人である場合には、その処分のあつた日前30日以内にその法人の役員であつた者を含む。)
- ③ 都道府県知事より事業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者。
- ④ 申請書類中に重要な事項について虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載を欠いているとき
- ⑤ 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から④までに該当するもの
- ⑥ 法人でその役員のうちに①から⑤までに該当する者があるもの

## 3. 登録と届出の違い

登録	浄化槽工事業を行う者で、建設業法に基づく土木、建築、管工事業の許可を受けていない浄化槽工事業者 ○有効期間は5年間 ○申請手数料：新規33,000円 更新26,000円
届出	浄化槽工事業を行う者で、 <u>建設業法に基づく土木、建築又は管工事業の許可を受けている</u> 浄化槽工事業者 ○有効期間は建設業許可を失わない限り有効 ○手数料：なし

## 4. 申請・届出書類の提出先、問い合わせ先

沖縄県土木建築部、土木企画課建設業係（本庁舎北側11階）	電話	098-866-2384
〃 八重山支庁、土木建築課業務係（八重山支庁舎3階）	電話	0980-82-2217
〃 宮古支庁、土木建築課業務係（宮古支庁舎3階）	電話	0980-72-2769
〃 南部土木事務所 庶務課（本庁舎2階）	電話	098-866-1129
〃 中部土木事務所 庶務課（本庁舎2階）	電話	098-898-5800
〃 北部土木事務所 庶務課（北部合同庁舎3階）	電話	0980-53-1255

受付時間 月曜日から金曜日 午前9:00～12:00

午後1:00～5:15

※登録の申請（新規・更新）は持参のみの受付となります。（郵送不可）

その他の届出（登録の変更、浄化槽工事業の届出・変更）は郵送による受付でも可能ですが、その際には切手を貼った返信用の封筒を同封して下さい。

※登録の更新申請は、従前の登録の有効期間満了の60日前から30日前までに提出して下さい。

5. 必要な申請・届出書類・添付書類

(正・副の計2通提出、副本はコピーでも可)

(1) 登録

要否		書類の種類
法人	個人	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽工事業登録申請書(様式第1号)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	誓約書(様式第2号)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し ●照合のため原本も必ず掲示
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	工事業登録申請者の略歴書(様式第3号) ※注1
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽設備士の略歴書(様式第4号) ※注2
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽設備士の住民票抄本
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	商業登記簿謄本
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	工事業登録申請者の住民票抄本 ※注3

※注1: 法人にあつては役員全員の略歴書、個人にあつては本人又は法定代理人の略歴書

※注2: すべての営業所の浄化槽設備士について作成

※注3: 浄化槽設備士と同一の場合は1通で可

(2) 届出

要否		書類の種類
法人	個人	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	特例浄化槽工事業届出書(様式第11号)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建設業許可通知書写し又は建設業許可証明書
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽設備士の略歴書(様式第4号)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽設備士の住民票抄本

6. 変更届(正・副の計2通提出、副本はコピーでも可)

登録・届出を行った後、次表に掲げる変更事項が生じた場合には、必要な書類を添付して変更のあった日から30日以内に変更届を提出して下さい。

(1) 登録の変更届出書類(浄化槽工事業登録事項変更届出書(様式第7号)は必ず添付)

要否		変更事項	添付書類
法人	個人		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	氏名又は名称	法人: 商業登記簿謄本 個人: 住民票抄本
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	住所	法人: 商業登記簿謄本 個人: 住民票抄本
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	代表者の氏名	商業登記簿謄本
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業所の名称及び所在地	法人: 商業登記の変更を必要とする場合には商業登記簿謄本 個人: なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	役員の氏名	法人: 商業登記簿謄本 新たに役員となる者がある場合には誓約書(様式第2号)及び当該役員の略歴書(様式第3号)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士の免状の交付番号	当該浄化槽設備士の 1. 浄化槽設備士免状写し又は浄化槽設備士証写し 2. 略歴書(様式第4号) 3. 住民票抄本

(2) 届出の変更届出書類(特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書(様式第12号)は必ず添付)

要否		変更事項	添付書類
法人	個人		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	氏名又は名称(商号)及び住所	なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	名称(商号)及び住所	なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	代表者の氏名	なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建設業法に基づき許可を受けた 1. 業種(土木・建築・管工事業) 2. 許可番号 3. 許可年月日	建設業許可通知書写し又は建設業許可証明書
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地	なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の 1. 浄化槽設備士免状写し又は浄化槽設備士証写し 2. 略歴書(様式第4号) 3. 住民票抄本

## 7. 廃業届

変更届でのほか、次左欄に掲げる事項に該当した場合には、同表右欄に掲げる者が廃業届を提出して下さい。

廃業の届出事項	届出をすべき者
1. 死亡した場合	その相続人
2. 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
3. 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4. 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
5. 浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人又は 浄化槽工事業者であった法人の役員

※浄化槽工事業の登録を受けている者が建設業許可（土木・建築・管のいずれか）を取得した場合には新たに浄化槽工事業の届出が必要となります。

※浄化槽工事業の届出をしている者が、建設業許可（土木・建築・管のすべて）を失った場合には新たに浄化槽工事業の登録が必要となります。